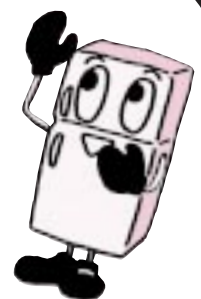


来年4月から家電リサイクル法

21世紀は「資源循環型社会」に!

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは、「粗大ごみ」じゃなくなります。



使わなくなったテレビや冷蔵庫などの家電製品のリサイクルを義務づける、「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」が来年四月一日から始まりです。

再利用できる部品などはできるだけ繰り返し使われ、捨てる物の少ない「資源循環型」の社会を実現していくというものです。

家電製品は市内で年間6千台、240トン

この法律でリサイクルの対象となる家電製品は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの四品目です。

現在これらは粗大ごみとして集められ、鉄の部分以外は、焼却や埋め立てによって処理されています。

しかし来年四月からは、小売店などを通じてリサイクル工場へ運ばれ、再び部品や原材料などとして利用されることとなります。

市が現在粗大ごみとして処

理しているこれら四品目の家電製品は、昨年度一年間で六千台、二百四十トンにもなりました。これがごみ扱いじゃなくなるわけですから、確実にごみの量は減り、ごみ埋め立て地の延命もはかられることとなります。

小売店などが引き取ります

不用になった家電製品の回収、再利用のしくみは、左の図のとおりです。

消費者は、その製品を買った小売店か、新しい製品を買った小売店に引き取ってもら

います。そして小売店は、製造業者(家電メーカー)が設置する指定引き取り場所に運びます。

買った店が無くなったり、引っ越しなどで遠くなった場合は、収集運搬などの許可を得た指定業者が、指定引き取り場所に運びます。

そして指定引き取り場所からリサイクル工場へ運ばれ、部品や材料に細かく分解され、新しい製品の原料や熱源として再利用されるという流れになります。

消費者はリサイクル料金と収集運搬料金を

消費者は家電製品を小売店などに引き渡す際に、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」の合計額を支払うこととなります(右下の表参照)。

リサイクル料金は、九月に主なメーカーから公表された

消費者が支払う料金

(消費税別)

品目	リサイクル料金	収集運搬料金	支払う料金
冷蔵庫	4,600円	未定	との合計金額
エアコン	3,500円		
テレビ	2,700円		
洗濯機	2,400円		

収集運搬料金は3月末までに各小売店から公表されます

全国統一の金額です。大きさや重さに関係なく、品目により一台の料金が決まっています。

また収集運搬料金は、小売店や指定業者が独自に決めることができます。金額はまだ公表されていませんが、千円から千五百円ぐらいになるのではないかと予想されています。